

新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活に困難を抱える子どもと家族の支援活動助成要領 **【変更】**

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、日常生活に困難を抱えている子どもとその家族を支援するための民間活動に対し、和歌山県共同募金会が助成を行うことにより、より充実した活動が実施でき、また新たな活動の呼び水になることを期待してこの要領を定める。

2. 実施主体 社会福祉法人和歌山県共同募金会

3. 協力団体 社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会

4. 助成対象団体

和歌山県内に所在する社会福祉法人、特定非営利活動法人及び社会福祉を目的としたボランティア団体で、令和2年4月1日現在で1年以上の活動実績を有する者

5. 助成対象事業

感染拡大及び緊急事態宣言の影響をうけ、地域で増加すると考えられる子どもと家族をめぐる生活課題に取り組む活動で、令和2年5月7日から令和3年3月31日の間に行われた活動に対して助成を行う。

特に、急激な生活環境の変化に伴い、疲弊した子ども達の心身を支えることに重点を置いた活動であること。

6. 助成対象経費

対象経費は、弁当代又は食材費、支援活動を行うための資機材費、光熱費等の経常的経費（人件費、旅費等は除く。）とし、助成決定日から令和3年3月31日までの期間（以下「活動期間」という。）に支払われたものを対象とする。

活動期間は、社会情勢及び寄付の状況によって延長することがある。

7. 助成率及び助成限度額

事業費に対する助成率は100%とし、助成限度額は1件あたり70万円とする。

ただし、本要領の変更後に助成申請を行う団体に対する助成限度額は1件あたり40万円とする。

8. 助成申請

(1) 本要領の変更後に申請をする場合

(a) 申請書の受付期間 令和2年7月1日(水)～7月31日(金)まで

(b) 提出書類

ア) 赤い羽根子どもと家族の緊急支援助成申請書（様式1）

イ) 定款もしくは会則

ウ) 令和元年度活動実績を記載した書面

## (2) 変更前の本要領に基づき助成決定を受けた団体

- 1) 活動期間の延長のみで助成額の変更がない団体 → 新たな手続きは必要ありません。
- 2) 活動期間の延長に伴い助成額の増額を希望する団体 → 変更申請書を提出してください。
- 3) 活動期間の延長に伴い新たな活動に取り組む団体 → 変更申請書を提出してください。
  - ア) 変更申請の受付期間 令和2年7月1日(水)～7月31日(金)まで
  - イ) 提出書類

赤い羽根子どもと家族の緊急支援助成変更申請書（様式5）

## (3) 提出先

社会福祉法人和歌山県共同募金会

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7F

※郵送の場合は、7月31日(金)までの消印があること。

## 9. 審査機関及び助成の決定

審査は、実施主体及び協力団体で組織する選考会議において行う。

助成申請受付後直ちに審査を行い、その結果を申請者に通知する。

## 10. 助成決定事業の変更

助成決定を受けた団体は、助成事業に変更がある場合は直ちに和歌山県共同募金会に通知すること。

## 11. 完了報告

助成決定を受けた事業が終了したときは、直ちに次の書類を整え完了報告を行うものとする。

- ア) 共同募金緊急支援助成事業完了報告書（様式2）
- イ) 共同募金助成金交付請求書（様式3）
- ウ) 活動報告書（様式4）
- エ) 領収書の写しほか

## 12. 助成額の決定及び支払

完了報告の提出を受けた後、内容を審査し当該団体への助成額の決定を行う。

完了報告は、事業終了後1カ月以内に提出すること。

助成金の支払は、助成額決定後30日以内に指定の口座に振り込むことにより行う。

※活動期間の延長に伴う中間支払いの実施

助成金の中間支払いを希望する団体は、6月末まで又は11月末までに支払った費用の領収書の写し及びその明細書を添付して中間支払いを請求することができる。

## 13. スケジュール

5月7日(木) 助成要領の公表・助成申請の受付開始

5月22日(金) 助成申請受付の締め切り

7月1日(水) 助成要領変更の公表・新規助成申請及び変更申請の受付開始

令和3年3月末 活動期間終了期限  
3月31日(水) 完了報告書提出期限

#### 14. 助成要領の変更

助成要領を変更した場合は、直ちに和歌山県共同募金会のホームページに掲載して公表する。

##### 【助成要領】の主な変更事項

1. 活動期間を令和3年3月末まで延長
2. 助成限度額の変更
3. 新規助成申請の受付
4. 助成決定済み団体の変更の受付
5. 中間支払い（2回）の実施